

業者担当者 各位

○お申込からご契約までの流れ○

*お客様が当社と重複した場合、お申込みをお断りする場合もあります。

らくらくパートナーをご利用いただくことになります。

掛かる費用について、お申込み時に必ずご契約者様にご説明ください。

- マストパートナーズ(株)と保証委託契約を交わします。
- マストパートナーズ(株)の提携信販会社(オリコフォレントインシェア)に委託して口座振替を行います。
- オリコカードのお申込・審査が必要となります。
- 保証委託契約時事務手数料は22,000円税込(初回家賃請求時に引落し)
- 毎月の引き落とし金額に賃料総額1%の保証料がかかります。
- 「安心サポート24プラス」(月額800円税別)へ別途加入。
- 電気の供給はパレット電気(供給元は(株)イーネットワークシステムズ)から受けるものとします。

【お申込の受信】

お申込書(保証委託申込書等)のFAXを当社で受信してお申込となります。

FAX番号:044-855-0042

【審査必要事項】

◎審査時必要書類

[個人契約]

- 当社賃貸申込書(個人用)
 - 入居審査申込書兼らくらくパートナー利用申込書(個人用)
 - らくらくパートナー申込同意書(個人)
 - ご契約者様の身分証明書…運転免許証・住民票・パスポート・保険証のいずれか
- *その他、適宜審査会社から書類提出の要請がある場合がございます。

◎審査時の必要事項

お申込より3日以内に以下の必要事項をご記入ください。

3日以内にご記入いただけない場合は、お申込をいったん解除させていただく場合があります。

当社賃貸申込書(個人用)

・ご契約者の内容(氏名、現住所、性別、生年月日、電話番号、勤務先名、勤務先所在地、年収、勤続年数など)
派遣社員の方の場合は、勤務先名に派遣元、派遣先をご記入下さい。

現在の勤続年数が1年未満の場合、備考欄に前職の社名・所在地・勤続年数・年収をご記入下さい。

住所変更をされていない場合は、現住所と住民票記載の住所をそれぞれ住所欄にご記入下さい。

・緊急連絡先の内容

原則、親族方でお願いします。(親族の方がいらっしゃらない場合はご相談ください。)

・お2人以上のご入居の場合はご契約者様欄に代表者様の情報をご記入下さい。

他のご入居者様情報は、入居者欄(入居者氏名・性別・契約者との続柄・生年月日・連絡先・勤務先・年収)にご記入ください。

・ご契約者様とご入居者様が異なる場合、入居者欄にご入居者様の情報をご記入下さい。
但し、入居者が学生もしくは高齢者に限ります。

・家賃発生日

原則的にお申込時より10~14日で賃料発生とさせていただきます。

・引越し理由

・付帯商品

弊社の方針として、原則付帯とさせて頂きます。

抗菌消臭:1部屋タイプ(11,000円)、2部屋タイプ(13,200円)、3部屋タイプ(16,500円)

浄水器:月額1,430円、水道蛇口に取り付けるタイプ、カートリッジが4ヶ月に1回郵送されます。

契約後12ヶ月間は解約できませんのでご注意ください。

火消ツッシュ:6,600円、消火剤

鍵交換:U9タイプ(16,500円)、ディンプルキー(22,000円)

・家財保険

1R・1Kタイプ(学生向け):15,200円/2年間

1K~1DKタイプ:17,800円/2年間

1LDK~2DKタイプ:24,300円/2年間

2LDK以上タイプ:30,800円/2年間

□積和不動産入居審査申込書(個人用)

- ・お申込者欄
 - ・同居予定者欄
 - ・緊急連絡先欄
 - ・お申込頂いたお部屋についてお聞きします。
 - ・署名欄
- 以上を空欄がないようご記入下さい。

□らくらくパートナー申込/書(個人)

- ・契約者欄
 - ・お勤め先欄
- 以上を空欄がないようご記入下さい。

□らくらくパートナー申込同意書(個人)

- ・お申込者記入欄
- 以上を空欄がないようご記入下さい。

◎申込時連絡事項

□仲介手数料、重要事項説明および契約手続き

仲介手数料は、御社からお客様へ直接請求してください。
重要事項説明並びに契約手続きは御社でお願いいたします。

□原状回復工事に関する確認書

退去後の原状回復の費用負担を定めております。
退去時の清算トラブルを避けるため、予め退去にかかる費用を記載しております。
内容にご納得頂き、お申込・ご契約頂きますようお願いいたします。

□電気の供給に関して

電気の供給はパレット電気(供給元は株式会社イーネットワークシステムズ)から受けるものとする。

【審査終了後】

◎ご契約時にお客様にご用意いただくもの

[個人契約]

住民票(契約者、入居者分)・印鑑(認印、シャチハタ不可)・収入証明書(契約者)・顔写真(契約者・入居者分)

◎鍵渡し

原則、賃料発生日当日以降のお渡しとなります。
弊社にてお渡しさせて頂きます。
契約書類の不備や契約金未入金の場合、鍵のお渡しは出来ません。

◎広告料の設定がある場合

契約書類が揃い、契約金の入金確認が出来、鍵渡し完了後、翌月末日のお支払となります。
請求書に関して、請求先は弊社、項目は入居促進費とご記入いただきメールにてお送り下さい。
お支払は、翌月末払い・振込とさせて頂きます。なお、振込手数料は仲介業者様の負担となります。

【備考】

***ご要望やご不明点などのお問合せは、メールでお願い致します。**

メールアドレス:mori@den2h.co.jp (担当:森)

賃貸住居入居申込書(個人)

本申込書の個人情報は、貸主等の審査及び契約書作成・管理のために使用いたします。

申込日 年月日

お申込者	ふりがな				男女	生年月日(西暦)		年齢
	氏名						年月日	
	住所	〒			<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸	連絡先		
					自宅	()		
					携帯			
	勤務校先名	勤務先名・学校名			事業内容	住所		
						〒		
						電話	(内線())	
							年収(税込み)	年
	万円							

ご入居者	申込者は本物件に入居(<input type="checkbox"/> する ・ <input type="checkbox"/> しない)				入居者総数()人			
	氏名	ふりがな	年齢	続柄	連絡先		勤務先・学校名	年収
	生年月日 年月日							
			歳					
	生年月日 年月日							
			歳					
生年月日 年月日								
		歳						
生年月日 年月日								
		歳						

□連帯保証人	ふりがな	生年月日 年月日	年齢	住所	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸		ご関係
	氏名				<input type="checkbox"/> 自宅 ()		
					<input type="checkbox"/> 携帯		
□緊急連絡人	勤務先	業種					
	住所	電話					
	役職・職種	勤続年数		年	年収	万円	

【注意事項】	1.本物件には原状回復に関して、契約者に費用負担がある事をご了承下さい。詳細に関しては、特約条項をご参照下さい。 2.審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。なお、審査内容につきましては、いかなる場合も開示致しません。 3.インターネット回線引き込みに関して、整備状況によっては工事費用が発生したり、ご利用頂けない場合がございます。 4.連帯保証人の貸主へ負う債務の極度額は、賃料等の()ヶ月分、または()円です。							
--------	---	--	--	--	--	--	--	--

物件名						号	保証会社	<input type="checkbox"/> エボス <input type="checkbox"/> エルズ <input type="checkbox"/> 他()
家賃発生日	年月日		契約期間	年間		家	賃	円
敷金	ヶ月	礼金	ヶ月	償却	ヶ月	共益費	保険料	地震特約口有口無 18,000円/22,000円
契約予定期日	年月日()時 分~					鍵交換費	シングルロック <input type="checkbox"/> 16,500円 <input type="checkbox"/> 22,000円 <input type="checkbox"/> その他	
引越し理由							ダブルロック <input type="checkbox"/> 22,000円 <input type="checkbox"/> 33,000円 <input type="checkbox"/> その他	
駐車場	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	敷地内	駐車料金			抗菌消臭費	<input type="checkbox"/> 11,000円 <input type="checkbox"/> 13,200円 <input type="checkbox"/> 16,500円	
車種 / 色	敷地外		円	火消ツシユ	口 1本 6,600円			
*駐輪場・バイク置場は、スペースがない場合もございます。必ず空き状況をご確認上、ご持参・ご購入下さい						浄水器	口 月額 1,430円	
						安心サポート	口 2年間 16,500円	

上記、記載内容に相違なく、申込み致します。 また、成約の際には宅地建物取引業者に仲介手数料として賃料の1.1ヶ月分を支払います。			仲介業者名) 住所) 担当者名) TEL) FAX)			 株式会社電通ハウジング TEL 044-855-0007 FAX 044-855-0042 担当者		
申込者名	印							
貸主	保証会社	保証人	登発注	検印	検印	AD	代行	
確認日								

らくらくパートナーのお申し込みについて

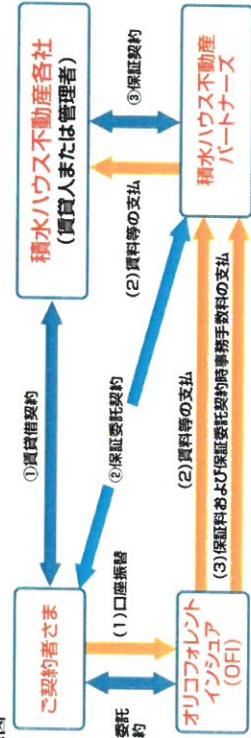
契約内容を明らかにした書面をよくご確認ください

- ・契約内容を明らかにした書面（「らくらくパートナーの利用申込書」、「個人情報の取扱いに関する条項」、「支払委託契約条項」、「お客さま控え印」）をよくお読みください。
- ・申込書兼契約書となるておられますので、ご購入は「事前に決済しておきます」と「事前に決済しておきたいです」。
- ・賃貸借契約にもどり契約となりますので、賃貸借契約が締結されない場合、本契約は無効となります。

らくらくパートナー（支払委託契約）の概要について

- ・らくらくパートナー（以下、当商品といいます）は株式会社オリコフォレントインシユアと賃料等の支払委託契約を締結し、同時に運送業者を通じてお支払いされることで運送業者へを免除して賃貸借契約をご契約いただけます。
- ・賃料等および保証料等のお支払いは口座振替のしくみを利⽤して株式会社オリコフォレントインシユア（略称：OFI）にお支払いいただけます。

取引形態図



当商品の概要

- ①ご契約者さまは、賃貸借契約を締結し、賃料等を負担します。
- ②ご契約者さまは、賃料等の支払へまたは管理者へのお支払いについて、精水ハウス不動産パートナーズ株式会社に賃料等の支払債務につき連帯保証を委託し、保証料および保証委託契約時事務手数料を負担します。
- ③精水ハウス不動産パートナーズ株式会社は、精水ハウス不動産各社に保証料を締結します。
- ④ご契約者さまは、賃料等、保証料および保証委託契約時事務手数料のお支払いを、株式会社オリコフォレントインシユアに委託します。（株式会社オリコフォレントインシユアと支払委託契約を締結します。）

お支払いの流れ

- 毎月の賃料等は、精水ハウス不動産各社から精水ハウス不動産パートナーズ株式会社経由の請求にもどづき、ご契約者さま個人名義の指定預金口座から、株式会社オリコフォレントインシユアが毎月27日に口座振替いたします。（金融機関が休業日の場合は、その翌営業日になります。）
- 手書きが完了しない場合は振込でのお支払いになります。（振込手数料はご契約者さまのご負担となります。）
- 株式会社オリコフォレントインシユアは、毎月の賃料等を精水ハウス不動産各社へ代理受取権を付与された精水ハウス不動産各社にお支払されます。
- 株式会社オリコフォレントインシユアは、その後精水ハウス不動産各社が代理受取権事務手数料を精水ハウス不動産各社にお支払いいたします。

更新・解約・終了について

- 賃貸借契約を期間満了によって更新される場合
期間満了までに、必ず精水ハウス不動産各社にご連絡のうえ、賃貸人との賃貸借契約の更新手続きを完了してください。
当商品も賃貸借契約にもついての契約期間となります。
- 退去される場合は、賃貸人の指定した期日までに、精水ハウス不動産各社に指定の方法にて申し出してください。
申し出の契約により口座振替が止められない場合がございます。退去料が精水ハウス不動産各社のみで発生しません。
- 保証委託契約期間が精水ハウス不動産各社の承認が無い場合が発生いたします。
- 精水ハウス不動産各社は、保証委託および保証委託契約終了時は本契約も終了となります。

ご契約の内容について

・精水ハウス不動産パートナーズ株式会社との契約について	
商品内容	らくらくパートナー（保証委託契約）
利用対象	精水ハウス不動産各社の管理する居住用賃貸住宅に入居される個人（入居者以外の方との契約はできません。）
利用用途	賃料、共益費、管理費、駐車場、駐車場等専用料、町内会費、CATV代、安心サポート代、公共料金・更新料等
運送保証人	不要 ※賃貸借契約の取扱条件につきましては、精水ハウス不動産各社により異なります。 詳しくはお取次店におたずねください。
保証料	保証料（毎月は賃料等合計額の1.0%となります） 保証料は毎月は賃料等合計額の1.0%となります。
保証料／手数料	保証委託契約時事務手数料として引達22,000円/件（税込）をご負担いただきます。
賃料等・保証料・保証委託契約時事務手数料の支払い方法	ご契約者さまが契約される株式会社オリコフォレントインシユアとの支払委託契約にてどしきお支払いいたしました。請求書は株式会社オリコフォレントインシユアが毎月発行するお支払案内書でご確認ください。請求書は毎月は賃料等の口座振替料金でござります。
・株式会社オリコフォレントインシユアとの契約について	らくらくパートナー（支払委託契約）
商品内容	①お支払方法は口座振替となります。なお、カード決済はご利用いただけません。 ②口座振替はご自身の銀行、信用金庫等の口座がご利用できます。 ③口座振替の実績を問わず、株式会社オリコフォレントインシユアが賃料等の支払委託契約にもどしき精水ハウス不動産各社に賃料等の同等額を支払うことがあります。 （注）引落しができぬときは悪くわざに株式会社オリコフォレントインシユアへお振込みをお願いいたします。 ④毎月27日に翌月分の賃料等の引落しさなります。（例）10月分家賃→9月27日引落し

ご注意とお願い

- ①「申込書」の中をご理解な点やご相談がありましたら、次の会社へお問合せください。
 - ・賃貸借契約についてお問い合わせください。
 - ・保証委託契約についてお問い合わせください。
 - ・支払委託契約（お支払い方法）については、株式会社オリコフォレントインシユアへ。
- ②口座振替登録料がかかることがあります。ネット口座振替登録サービスでのお手続きもしくは通帳をご確認者のうえ、口座振替登録料へ正しく記入・捺印して下さい。不備の場合は、振込での場合、振込口座を運営会社に再提出してください。
- ③口座振替登録料はご契約者の希望にそえない場合があります。また、口座振替登録料を運営会社に再提出してください。
- ④契約内容を明らかにした届面は大切に保管しておいてください。なお、ご提出いただいた申込書等は、契約の成立、不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了承ください。
※通帳登録料等を運営会社にご伝達するために、入居後電話の設置、変更をされましたら必ず精水ハウス不動産各社へオリコフォレントインシユアへ一報ください。ようが願いいたします。
- ⑤契約はお客様のご自身のものです。かりにご契約をされたとしても、お客様に支払責任がございます。どんなに親しい人から離まれても、他人に名義を譲るおやめください。
- ⑥株式会社オリコフォレントインシユアとの支払委託契約についてお問い合わせください。
個人用賃貸機関が指定する各会社にて登録されます。詳しくは「個人情報の取り扱い」に関する条款をご参照ください。

精水ハウス不動産パートナーズ株式会社	〒151-0053 東京都渋谷区竹下町木下1号 TEL 0120-200-752 10:00～18:00 年末年始休
株式会社オリコフォレントインシユア	〒108-6555 東京都港区芝浦4丁目番25 お客様相談室
精水ハウス不動産各社	賃貸借契約書をご確認ください。

個人情報のお取扱いについて

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用頂けるよう、お客様の個人情報の取扱いについて以下のように定めます。

1.個人情報の取扱い、利用、保有
弊社は、サービスのご提供にあたり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。

- a.氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書に記入したいたした事項およびご申告いただいた事項
- b.申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項
- c.ご契約に基づくお客様のお支払状況・履歴などに関する事項

2.個人情報の利用目的
弊社は、個人情報を取扱いにあたり、利用目的を特定し、公表又はご本人へご通知します。取得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。

あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていただく場合は、利用目的、利用方法、利用範囲等の内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。

a.不動産賃借における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のため
b.ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のため

c.市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査等のため
d.その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3.個人情報の第三者提供
弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。

a.お客様から予め同意を得ているとき。
b.公的機関から法律に基づき開示の要請があった場合。
c.人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であつてお客様等の同意を得ることが困難であるとき。
d.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が認められる場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合。

e.地方公共団体を含む公的機関またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。

4.個人情報の委託について
弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ委託する場合に個人情報の保護に関する責任者として、以下の方を個人情報保護管理責任者とします。委託した個人情報は適切な時期に安全に回収又は消去します。

5.個人情報に関するお客様の権利

(1)個人情報に関するお客様の権利
お客様は、ご本人に関する個人情報を關して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去及び第三者への提供の停止（以下併せて「開示等」といいます。）のご請求が可能です。

ただし、委託を受けている情報等弊社がこれら的情報を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限らぬので、ご了承願います。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨適切にご説明申し上げます。

(2)開示等のお申し出先
開示等のお申し出は、下記の問い合わせ窓口にて承ります。

問い合わせ窓口：個人情報相談窓口
問い合わせ方法：弊社への来社、郵送、電話、電子メールでお受けいたします。
なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。
月・火・水・木・金曜日（午前）9：30～12：00（午後）13：00～17：00
住所：〒151-0053 渋谷区代々木2-1-1 新宿マイナースタワー
電話番号：03-5352-0311
電子メールアドレス：cs-mp@mastpartners.co.jp

積水ハウス不動産パートナーズ用(1)
お客様へ必ずお渡しください。

(3) 請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについて
ご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させることを確認させて頂くため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備頂く等、ご協力をお願いいたします。

a.運転免許証、バスカード等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合
b.ご請求書への実印のご提出と印鑑認証発行書の提出
c.弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等
d.弊社担当者の訪問と面談

e.その他適切な方法
代理人による場合は、代理人自身であることには加え法定代理人であること（戸籍抄本等の原本の提出）や委任を受けること（実印による委任状と当該実印の印鑑認証書の提出）の確認が必要となります。

(4)ご報告、ご対応期間
弊社では、お客様からの請求を受領後、原則10営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明を申し上げます。

(5)手数料について
あらかじめ本人確認等の厳格なご準備を頂いているご請求に対しましては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まり、手数料は頂きません。
(6)弊社からのご連絡
上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げることができます。

(7)請求書及び添付書類のご返却
ご提出頂きました請求書や添付書類等につきましてはご返却いたしません。

(8)当社の所属する認定個人情報保護団体の名称及び会員登録及び相談の申出先
1 認定個人情報保護団体の名称：一般財團法人 日本国情報経済社会推進協会
2 情け解決の連絡先：個人情報保護苦情相談室
住所：〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
電話番号：03-5860-5655
0120-700-779

6.個人情報をご提供いただけない場合について
書面へのご記入、Webへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービスの提供が行えない場合がございますので、ご了承下さい。

7.個人情報保護管理責任者
弊社は、弊社が保有する個人情報を適切に管理する責任者として、以下の者を個人情報保護管理責任者に指名します。
個人情報保護管理責任者：保証事業推進部長
連絡先：前述の個人情報相談窓口までご連絡ください。

制定日：2011年7月1日
改訂日：2019年5月1日
積水ハウス不動産パートナーズ株式会社

保証委託契約条項

積木ハウス不動産パートナーズ用(2)
お客様へ必ずお渡しください。

ご契約者（以下「甲」という。）と積木ハウス不動産パートナーズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲と積木ハウス不動産東京株式会社、積木ハウス不動産中京株式会社、積木ハウス不動産関西株式会社、積木ハウス不動産関東株式会社、積木ハウス不動産関西株式会社、積木ハウス不動産関東株式会社、積木ハウス不動産関東株式会社（以下「賃貸人」という。）との間の、保証委託契約（以下「本契約書記載」という。）記載の物件を賃借する旨を定めた契約（以下「原契約」という。）に基づき賃貸人にに対して支払う賃料、共益費、管理費、駐車場等使用料、町内会費、CATV代、安心サポート24、公共料金・更新料等変動賃料等（以下「賃料等」という。）に關し、その支払い支払債務を申立てて賃貸するもの（以下「本契約」という。）を締結するものとします。

第1条（監修） 申は、原契約に基づく賃貸人に対する賃料等の支払を乙に委託します。また、原契約に定める賃料等の債務につき、乙に連帯保証を委託するものとします。

第2条（本契約の成立） 本契約は、乙が所定の手続きをもつて承認し、賃貸人を通じて甲に通知したときをもつて成立するものとします。なお、原契約が成立しなかつたときは、本契約も遡つて成立したものとします。

第3条（契約期間） 本契約の期限は、前条による乙の承認の日から原契約の期間満了の時までとします。但し、原契約を更新する場合、期間満了の2ヶ月前までに甲により書面による意思表示がない限り、本契約も同一の条件で更新されるものとします。

第4条（原契約の取扱い） 申は、本契約の取扱いにかかる本契約書記載の原契約時事務手数料並びに本契約書記載の原契約時事務手数料並びに保証委託契約時事務手数料・保証料の支払を乙に支払うものとします。

第5条（賃料等、手数料の支払方法） 申は、賃貸人から賃料等の支払請求額を付与された乙に対し、賃貸人並びに乙が賃貸するクレジット会社（以下「提携会社」という。）を利用して賃料等を支払うものとします。この場合の支払方法は、提携会社会員規約に従うものとします。また、乙は、甲より領収した賃料等を賃貸人に支払うものとします。（2）甲は、提携会社が利用できない場合、又は適用しない場合は、口座振替その他の乙が指定する方法に従い、賃料等を支払うものとします。（3）甲は、本条第一項並びに前項の支払方法に準じ、本契約の保証委託契約時事務手数料並びに保証料を乙に支払うものとします。

第6条（保証債務の範囲） 本契約の保証債務の対象は、原契約に基づき甲が負担する以下の各号に定める費用とします。①賃料等。②退去時の差戻置物賃料費用。③退去時の強制回復費用。④前項各号に定める債務の履行を遅延した場合の遅延金、違約損害金の支払債務。

第7条（賃料の支拂い） 甲は、本契約に基づき乙に對して現に負担し、又は将来負担する一切の債務を負担するため、甲が賃貸人にに対して賃得する次の各号の債務を乙に譲渡することを譲渡するものとします。（1）本契約書記載の物件明度時の敷金・保証金の返還請求権。（2）本契約書記載の物件明度時の行便。

第8条（事前の支拂いの手続） 甲は、次の各号の一つにうち該当するときは、乙が保証債務を履行してはなくとも、本契約上甲が乙に負担すべき債務履行について、乙が甲にあらかじめ承認権を行使しても異議ないものとします。（1）契約上の債務について1回でも不履行行為がなったとき。（2）原契約に違反し、又は原契約書記載の物件からの退去、又は本契約書記載の物件からの引渡しを求められたとき。（3）差押え、仮差押え、会社更生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受けたとき。（4）滞納処分を受けたとき。（5）被破産手続開始、民事再生手続開始、乙の債務が適満したとき。（6）乙に向こうに對し虚偽の申出をして受けたとき。（7）乙に向こうに對し虚偽の申出をして受けたとき。（8）逃亡、行方不明又は刑事上の負担を受けたとき。（9）賃貸人に向こうに對し虚偽の申出をして受けたとき。（10）その他の本契約に定めたとき。（11）賃貸人の事情から甲に原契約を繼續する意思がないと認められる状況となつたとき。（12）甲は、乙が前項により求償権を行使する場合、民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとします。担保を提供している場合でも、事前に求償権を行使されても異議ないものとします。

第9条（保証債務の履行） 前条第一項の各号に該当する場合、又は乙に対する賃料等の支払を滞納した場合、乙は、事前の通知催告なくして賃貸人に対し、保証債務の全部又は一部を履行することができるものとします。（2）乙が保証債務の全部又は一部を履行した場合、甲は、乙の履行した保証債務の全部又は一部を履行する義務を、乙に対し直ちに支払うものとします。（3）甲は、乙に対し、甲が賃貸人に基づき甲が乙に負担する保証債務の履行、並びにその衝突を防止する義務を負うものとします。

第10条（遅延損害金） 甲は、保証債務を履行した翌日から、完済の日に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に対して支払うものとします。

第11条（本契約の失效） 乙は、次の各号に該当する場合、本契約を解除できるものとします。①甲が賃貸人に対する賃料等の支払を遅延したと見做す。②原契約が解消、取消、その他の事由により終了又は本契約書記載の物件が変更、滅失したとき。③賃貸人が変更又は賃料等の受取権を失つたとき。

第12条（反社会的暴力團） 甲（甲方個人にあってはその代表者を含む）（は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつた時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団員、暴力団員で社会運動等撃撲団、総会屋等、社会運動等撃撲団又は特殊防暴暴力集団等、その他これらに準じる者以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことと、及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にあつたて該当しないことを確約するものとします。（1）甲が暴力団員等が經營を支配していると認められる關係を有すること。（2）甲が暴力団員等が暴力団員等が經營を有すること。（3）甲が、自社もしくは第三者の外止の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど認められる關係を有すること。（4）暴力団員等に對して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの關係を有すること。（5）甲は、暴力団員等に對して暴力団員等と社會的に非難されるべき關係を有すること。（2）甲は、自分又は他の者が暴力団員等と社會的に非難されるべき關係を有する者と利用して次の各号に該当する行為を执行しないことを確約するものとします。（1）甲が暴力団員等を利用する場合、又は暴力団員等を代理する場合、又は暴力団員等を防護する行為。（2）法的な責任を超えた必要な要挙行為。（3）取扱いに對し、又は乙の業務を妨害する行為。（4）甲が暴力団員等を流布し、傷け力を用いて乙の業務を毀損し、又は暴力を用いて乙の業務を毀損する行為。（5）他の前各号に準ずる行為。（3）甲が、暴力団員等又は本家第一原賃号の向かにて該当する行為を以て、又は本家第一原賃号の向かにて該当した場合、又は前賃各号の向かにて該当した場合、又は乙が判明した場合、乙は、直ちに本契約を解除することが表明できるものとします。この場合、甲は、甲に損害が生じたときでも、乙に対し何らの請求をしないものとします。

第13条（紛糾） 甲は、原契約について異議が生じた場合は、自らの責任において賃貸人と解決するものとします。（2）甲は、賃料等に開示する支払を停止する正当な事由があるときは、乙に對して、事前に書面をもつて依頼できるものとします。（3）甲は、乙にに対する前項の通知を怠つたことにより、乙が本契約に基づき、保証債務を履行した場合、甲は、この紛糾を理由に乙に該当する行為を以て、又は本家第一原賃号の向かにて該当した場合、又は前賃各号の向かにて該当した場合、又は乙が判明した場合、乙は、直ちに損害が生じたときでも、乙に対し何らの請求をしないものとします。

第14条（延滞損害金の通知） 甲は、本契約に基づいて乙に對し、延滞する債務の支払を延滞したときは、本契約及び原契約に基づく権利を行使し、又は義務を廢止するため、乙がこの延滞情報を賃貸人に通報しても何ら異議を述べないものとします。

第15条（届出事由の変更・通知・調査） 甲は、氏名、住所、電話番号、勤務先等、乙に届け出た本契約書記載の記載事実を変更したときは、遅滞なく乙所定の書面をもつて乙に通知するが至つたことにより、乙が本契約に基づき、保証債務を履行したことには、この限りではないものとします。（3）甲は、新たに電話番号を乙所定の書面により通知した場合は、乙所定の書面により通知するものとします。（4）甲は、その財産、収入及び信用等を乙又は乙の委託する者が調査しても、何ら異議を述べないものとします。

第16条（専用食料） 甲は、次の各号の費用を負担するものとします。（1）甲の乙に対する債務に要する送金手数料等。（2）甲が賃料等の支払を遅滞したことにより、乙が甲に延用紙を送付したとき。（3）甲が賃料等の屋敷等申込書に附すべき事由により、乙が問い合わせる各手書き1回につき300円に消費税等を計算した金額。（4）甲が賃料等の屋敷等申込書に附すべき事由により、乙が問い合わせる各手書き1回につき1,000円に消費税等を計算した金額。（5）乙が甲に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要する実費。（2）甲は、乙に支払う費用について、公衆公用課される場合、又は乙が粗公課（消費税等を含む）が変更された場合は、当該乙粗公課相当額又は乙粗公課相当額を負担するものとします。（3）甲は、本契約書記載の物件の明度にて遅滞した場合は、乙が甲に支払う費用（弁護士費用、強制執行費用等）を負担するものとします。

第17条（管轄の合意） 甲は、本契約に基づいて紛争が生じた場合、訴訟のしやすさからぬからず、乙の本社、各支店、各センターの所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

【お問合せ先】

1. 債貸債務に關するお問合せは、本契約書記載の賃貸人にご連絡ください。
◆申入受付センター
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マイinzタワー
2. 本契約に關するお問合せは、下記番号（イースト下駄ヶ谷）へお問合せください。
◆申入受付センター
電話番号 : 0120-200-752
受付時間 : 9：00～18：00 (年末年始休)

2020.05 改
013_2002_K.01_0073KA

支払委託契約条項

申込者は、以下の条項を承認の上、株式会社オリコフォレンティンシユア(以下「会社」という)に対し、申込者が別紙記載の支払先(以下「支払人」という)から賃借する別紙記載の物件(以下「物件」という)に付随する債務(以下「支払手続料等」といいます)に支払うこと、並びに、申込者が別紙記載の保証会社(以下「保証会社」といいます)と締結する保証委託契約(以下「保証委託契約」といいます)に書き負担する保証料(以下「保証料等」といいます)を保証会社に支払うことを委託(以下「本契約」といいます)します。

第1条 (契約成立時期)
本契約は、会社が所定の手続きをもつて承諾し、支払先に通知した時に成立するものとします。

第2条 (賃料等の支払委託)
申込者は、会社に対し、別紙記載の賃料等を会社が申込者に代わって支払先に支払うことを委託します。

(1) 申込者は、会社に代り、賃料等及び保証料等を支払ったときは、賃貸人又は賃貸人から賃料等の集金業務を受託する者をい

る、これを総称して以下「賃貸人等」といいます。(2) 申込者が物件における各種の変動費用を本契約の対象とするときは、申込者は、会社に対し、変動費用を会社が申込者に代わって賃貸人等に支払うことを委託し

ます。尚、この場合の支払委託額は、賃貸人等から会社が明度日までの間に発生する支払費用相当額を含む。これらを総称して以下【賃料等】といいつの支払委託終了日から物件明度日までの間に発生する支払費用相当額を含む。その支払時期を、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とすること、及び会社から賃貸人等からの賃料等の受領にかかる一切の代理権限を付与された保証会社に支払うこととに申込者は異議ないものとします。

第3条 (支払方法)
申込者は、会社に対し、賃料等及び保証料等を別紙記載の支払方法により支払います。(2) 申込者がコンビニエンスストアが賃料等及び保証料等を支払ったことにより、会社への支払いがなされたものとします。

第4条 (届出事項の変更・調査)
申込者は、物件に入居後、電話を設置したときは、速やかに電話番号を会社に届出るものとします。(2)

申込者は、氏名、住所、電話番号、支払口座等、会社に届出した別紙記載の事項を変更したとき、もしくは申込者に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合は、登記事項証明書等を添付の上、遅滞なく書面をもって会社に通知します。(3) 申込者は、前2項の通知を怠つた場合、会社からのお問い合わせ書類等が延滞又は不到着などなつても、会社が通常到達すべき時までに到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(4) 申込者は、その賃産、収入、信金等を会社又は会社の委託する者が調査しても異議ないものとします。

第5条 (反社会的勢力の排除)

(1) 申込者は、申込者が法人にあつてはその代表者を含む)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等暴力団又は特知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる關係を有すること。(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる關係を有すること。(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められるべき關係を有すること。(4)暴力団員等に対する資金等を提供し、又は便宜を供するなどの関与をしていて不当に利用されるべき關係を有すること。(2) 申込者は、自ら(申込者が法人にあつてはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の行為を行わぬことを確約するものとします。①法的な責任をを超えて次の行為を行わぬことを確約するものとします。②法的な責任を超えて次の各号に該当する行為。③取引に関しても、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、傷害を用ひ、又は威嚇を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表記は(1)各号に該当した場合、もしくは(2)各号の何れかに該当する行為をし、又は(1)の規定に基づく表記に該当して債務の申告をしたことが判明した場合、会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者は、申込者に損害が生じたときでも、会社に対する請求をしないものとします。

第6条 (賃用危険)
申込者は、次の費用を負担します。①会社に対する各費用の支払いに要する費用は、実費。②申込者各費用の支払いを差し引いたことにより、会社が賃用料の送付、再度の空港税等の再請求手続を行つたときは、1回につき300円(税別)。③会社が訪問集金したときは、1回につき1,000円(税別)。④会社が申込者に対して書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用は、実費。⑤本契約又は本契約に基づく費用、手数料に課される一切の公租公課。⑥会社から申込者へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて500円~800円(税別)。

第7条 (紛議)

(1) 申込者は、賃貸借契約並びに保証委託契約について紛議が生じたときは、自らの責任において賃貸人等及び保証会社と解決に努めるものとします。(2) 申込者は、賃料等及び保証料等に関する正当な事由があるときは、会社に対し書面をもつてその支払いの停止を依頼することができるものとします。(3) 申込者が前項の場合、申込者は、この紛議を理由に会社に対する支払いを拒むことができるものとします。

第8条 (賃料等、保証料等の変更)
次の各号に定める事由により賃料等及び保証料等が変更されたときは、申込者が会社に支払いを委託する賃料等及び保証料等も当然に変更されるものとします。但し、申込者が当該変更について異議があるときは、前条(2)に基づき処理するものとします。尚、申込者は、会社から変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。①賃料等及び保証料等の改定。②新たに賃料等及び保証料等の発生又は消滅。③消費税率その他の税法により、賃料等もしくは保証料等に関して、賃貸人及び保証会社が納稅義務者となつたとき、又は当該税法で定める税率もしくは課税範囲の変更があつたとき。

第9条 (遅延損害金)

申込者は、会社に対する各費用の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払期日に至るまで当該遅延額に對し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第10条 (支払停止)

(1) 会社は、次の各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約に基づく賃貸人等及び保証会社への賃料等及び保証料等の支払いを停止することができるものとします。①申込者が、会社に対する賃料等及び保証料等の支払いを遅滞し、賃貸人等及び保証会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。②賃貸人等及び保証会社が、申込者の負担する賃料等及び保証料等の受領範囲を失つたとき。③賃貸借契約及び保証委託契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。④賃貸人等及び保証会社との本契約に関する契約が解除、取消その他の事由により終了したとき。⑤申込者への通知又は訴訟等が不態どと会社から判断したとき。⑥申込者が本契約に違反するなど相当な事由が生じたとき。(2) 会社は、前項各号の何れか一つに該当したときは、何ら通知、催告することなく、本契約を解除することができます。尚、本契約が解除されたときといえども、本契約に基づく申込者の会社に対する支払債務が存続するときは、当該債務について本契約の各条項が適用されるものとします。(3) 申込者は、賃貸借契約及び保証委託契約が終了しかづ付けを明度すまでの期間については、本契約を解約することができないものとします。

第11条 (仮賃料等による弁済)

(1) 物件の明渡前に、申込者が本契約に基づき会社に対して負担する支払債務が存するときは、申込者が物件の明渡時に返還を受けることを条件に賃貸人に差し入れて敷金、保証金その他の金員(以下「敷金等」という)を、会社が申込者に代理して受領することを申込者は予め認めるものとします。(2) 会社は、前項に基づき受領した敷金等を申込者が会社に返却するに充当することができるものとします。(3) 申込者は、次の各号の行為を行ひないものとします。①敷金等の返還請求権を第三者に譲渡、質入又は担保等を供する第三者に譲渡すること。②第1項の会社への代理受領の委託を解消すること。③第三者に代理受領を委任すること。

第12条 (定期借入等)

物件にかかる賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期賃物賃貸借又は期限付賃貸借であり、賃貸借期間終了後に物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」という)を締結する場合は、会社が申込者に対して特段の通知を行ひない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に差入れるものをとします。

第13条 (延滞損害金の算出)

申込者は、本契約に基づく権利を行使し、又は義務を履行するため、会社がその延滞情報を賃貸人等又は保証会社に届け出ることによって会社との間で紛争が生じた場合、訴訟のしかんに付属する簡易裁判所及び地方法院に合意します。

第14条 (合意管轄裁判所)

申込者は、本契約について会社との間で紛争が生じた場合、訴訟のしかんに付属する簡易裁判所及び地方法院に合意します。

積水ハウス不動産東京株式会社 御中
入居審査申込書 兼 らくらくパートナー利用申込書（個人）

記入日 西暦 年 月 日	3-2671240-00102-04				
物件NO 2671240 物件名 ファーストソレイズ	号室 00102	新規料金 1ヶ月分 家賃 79,000円 共益費 4,000円			
所在地 神奈川県横浜市青葉区鉄町480-1	初期費用 敷金 79,000円、礼金 79,000円				
駐車場	ランニング 【合計：83,000円】				
区画	敷金	月額賃料	その他	車名	ナンバー
区画	敷金	月額賃料	その他	車名	ナンバー

申込者氏名 フリガナ	□申込者以外が入居	性別 男・女	生年月日 西暦 年 月 日 (歳)	
契約者配偶者：あり・なし 契約者世帯人数：人				
現住所 フリガナ	現住居形態 1 賃貸(自己契約) 2 賃貸(家族契約) 3 社宅・寮 4 自己所有 5 家族所有 6 その他			
自宅電話	携帯番号	転居理由 1 結婚 2 狹い 3 転勤 4 単身赴任 5 転職 6 通勤時間 7 家賃が高い 8 建替え 9 環境 10 独立 11 就職・入学 12 その他()		
資料負担がある場合 住宅手当・仕送り等・他()		負担者	月額	年金・不動産収入あり 年金収入・不動産収入
名称 フリガナ	所在地 フリガナ	万円		
勤務先 業種 1 小売 2 サービス 3 教育 4 建築工事 5 不動産 6 金融 7 陸運 8 製造 9 飲食 10 接客・娯楽 11 医療機関 12 情報通信 13 その他				
職種 1 会社員 2 契約社員 3 公務員 4 自営業 勤続 5 別々仕 6 派遣 7 その他				
年 力月	役職	所属	勤務先電話	

氏名 フリガナ	納期 生年月日(西暦)	勤務先・学校	年収	携帯電話等連絡先
男・女				
万円				
フリガナ				
男・女				
万円				
フリガナ				
男・女				
万円				
フリガナ				
男・女				
万円				

氏名 フリガナ	性別 男・女	生年月日 西暦 年 月 日 (歳)		
契約書との続柄				
住所 フリガナ	住居形態 1 賃貸(自己契約) 2 賃貸(家族契約) 3 社宅・寮 4 自己所有 5 家族所有 6 その他			
万円	居住年数	年 力月		
自宅電話	携帯電話	意思確認時間帯 AM・PM	時頃	自宅・携帯・勤務先
勤務先 名称 所在地 万円				
業種 1 小売 2 サービス 3 教育 4 建築工事 5 不動産 6 金融 7 陸運 8 製造 9 飲食 10 接客・娯楽 11 医療機関 12 情報通信 13 その他				
職種 1 会社員 2 契約社員 3 公務員 4 自営業 勤続 5 別々仕 6 派遣 7 その他				
年 力月	役職	所属	勤務先電話	
万円	万円	万円	万円	

緊急連絡先	氏名 フリガナ	続柄	性別 男・女 生年月日 西暦 年 月 日 (歳)
	住所 フリガナ	自宅電話	携帯番号
	〒		

■各項目をご確認いただき、チェック欄記入のうえ、ご署名ください。

ご注意事項等についての確認	<input type="checkbox"/> 確認しました	次の内容について了承のうえ、入居審査に申込みをいたします。 ①入居申し込みにあたっての注意事項 ②お客様情報取り扱いについて
らくらくパートナーお申込確認	はい・いいえ	次の内容について了承のうえ、らくらくパートナーに申込みをいたします。また、本申込みを積水ハウス不動産パートナーズ、または、貸主の指定する保証会社の審査に利用することに承諾します。 ①らくらくパートナーのお申し込みについて ②個人情報のお取扱いについて ③保証委託契約条項・通常契約20,000円(税抜)・特例契約10,000円(税抜)※現在らくらくパートナーご契約の方・保証料賃料の1% (月額)
火災(家財)保険加入のご確認	はい・いいえ	積水ハウス不動産グループが推奨する火災(家財)保険「シャーメゾン ライフ GUARD」に加入了します。 ※本物件は火災(家財)保険の加入が契約条件となっております。シャーメゾン ライフ GUARD以外の保険に加入の場合、保険証書写しの提出をお願いします。
初期費用クレジットカード決済のご利用	はい・いいえ	申込者欄にご記入いただいた携帯電話へショートメールを送信させていただきます。 希望送信日時：月 日
安心サポート24プラスについて	はい・いいえ	安心サポート24プラス(月額：800円税抜)の会員規約に同意のうえ利用申し込みします。詳細は安心サポート24プラスリーフレット裏面を確認ください。※サービス運営会社 株式会社アクトコールサービスのご利用開始日は賃貸借契約始期日となります。
バレット電気の利用		本貸室の電気はパレット電気(供給元は株式会社イーネットワークシステムズ)から提供されます。 ※新築物件、オール電化、ZEH、太陽光部屋発電の物件は、パレット電気がご利用いただけませんのでご了承ください。 ※賃貸借契約始期日が、パレット電気の契約開始日となります。 ※別紙、「パレット電気 使用申込書」、「クレジットカード支払い申込書」または「口座振替依頼書」をご提出いただきます。
ご入居サポートセンターご連絡確認		次の内容について、居住者の方へお電話にてご連絡をさせていただきます。 ①インターネットのお手続き(新規・移転)のご案内 ②大手引越し会社一括見積りなどのご案内

アンケート：「ファーストソレイズ」を、何でお知りになりましたか？(いくつでも)

1. マストのホームページ
2. シャーメゾンのホームページ
3. その他不動産サイト(スモ・ホームズなど)
4. 賃貸情報誌
5. マスト・シャーメゾンの店舗で紹介を受けた
6. マスト・シャーメゾンの店舗以外で紹介を受けた
7. 建物募集看板

上記について、了承の上、入居審査に申し込みをいたします。

氏名(自署)

店舗・積水ハウス不動産グループ記入欄				
支払方法	□積水ハウス不動産パートナーズ (オコ・ア・ス・ジ・ヤッズ・オコロ)	積水ハウス不動産パートナーズ契約番号 700005873059		
□CASA □その他保証会社()	□振込 □口座振替 (□保証人名義)	承認NO		
マストポイント	<input type="checkbox"/> ポイントを利用する <input type="checkbox"/> 利用せずに住替え先に移管	住替え <input type="checkbox"/> 積水ハウス不動産グループが管理する賃貸住宅からのお住替え 現在お住いの建物名		
契約締結予定日	契約開始予定日	T G なし・あり	本人確認 免・社・学・保・住基・他()	
		保証人確認 演・未 (月 日 時)	金額 円 在籍確認 本人 演・未 (月 日 時)	
特約店	社名 (株)電通ハウジング TEL 044-870-0007 FAX 044-870-0002	上長 担当	通信機・備考 口広域提携法人	
先付会社	社名 指定者 担当者氏名 TEL FAX	印	※この物件について建物状況調査を実施されている場合は、結果の概要を送付ください。 契約区分 宿泊区分 保証人確認 書類審査 補助資料 募集店連絡 システム登録 新々・古新 直付・先付	

入居申込みにあたっての注意事項

(お申し込みにあたり、以下の事項についてあらかじめご了承ください。)

この度は、お申し込みいただき誠にありがとうございます。お申し込みにあたり、「積水ハウス不動産東京お客様情報取扱について」「積水ハウスグループお客様情報利用目的」「積水ハウスグループお客様情報の共同利用について」及び下記事項についてあらかじめご承諾の上お申し込みください。

申込書ご記入にあたって

- ① 審査の結果、お申し込みをお断りする場合がございますが、審査に関するお問い合わせには、一切お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ② 申込書に虚偽の記載がある場合は、全てお断りいたします。
(例) 年収欄に記載の金額と後日ご提出いただきます所得証明書の金額が異なる場合。
勤務先の記載内容が異なる場合等。
- ③ お申し込みに際し、ご本人であることを証するもの（運転免許証・健康保険証・学生証・パスポート等）及び勤務先を確認できるもの（社員証等）をご提示いただきます。
- ④ 確認の為、記載連絡先に照合・調査を行う場合がございます。
- ⑤ 確認の為、各種証明書をご提出いただく場合がございます。
- ⑥ 外部機関による信用調査を行います。
- ⑦ 賃料は前払い（前家賃）です。
- ⑧ ペット（犬・猫・鳥等）の飼育、ピアノ等の楽器の持込み・演奏はできません。
- ⑨ ご利用は居住専用となります。但し、弊社が特別に認めた場合に限り事務所として使用できますが、この場合別途消費税が加算されます。

保証会社の利用、および連帯保証人について

- ① 連帯保証人として保証会社（積水ハウス不動産パートナーズ、他）をご利用される場合は、別途保証会社へ申し込みが必要となります。詳しくは、窓口不動産会社にお問い合わせください。
- ② 連帯保証人を立てる場合は、原則として親族（親・兄弟姉妹・親戚等）で相応の収入のある方に限ります。
- ③ 連帯保証人を複数専任していただく場合がございます。又、連帯保証人には弊社または窓口不動産会社より意思確認の連絡をさせていただきます。
- ④ 連帯保証人の方は、契約時に実印捺印の上、印鑑証明書・保証確約書・公的所得証明書をご提出いただきます。

ご契約にあたって

- ① ご契約の際に契約書記載の各条項及び注意事項をご確認の上、内容を遵守してください。
- ② ご入居中の小修繕は、お客様のご負担となります。
- ③ ご契約にあたり、下記の書類をご提出いただきます。
ご契約者・・・公的所得証明書または源泉徴収の写し（合算する場合は、合算者分もご提出いただきます。）
身分証明書（運転免許証・健康保険証・学生証・パスポート等）の写し
連帯保証人・・・印鑑証明書・保証確約書・公的所得証明書

ご契約日と引渡日について

入居契約（貸室賃貸借契約）の締結日及び入居日につきましては、窓口不動産会社とお打ち合わせください。

積水ハウス不動産東京株式会社 お客様情報取扱について

※この書面をご一読いただき、ご理解いただいた上で、入居審査申込書をご記入ください。また本書面はお客様ご自身で保管をお願いいたします。

お客様の情報の取扱について下記のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、お客様情報の収集・保有・利用・提供契約（同意）内容の全文は、契約書にも記載いたしますので、あらためてご確認をお願いいたします。

1. お客様情報の収集・保有・利用

積水ハウス不動産東京株式会社（以下、「当社」という）は、本申込を含むお客様と当社との取引を円滑に行うため、入居審査及び入居契約その他の管理のため、以下の情報について、保護処置を講じた上で収集・利用させていただきます。

- ① 氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号など、所定の申込書等に記入いただいた事項、及び申告いただいた事項。
- ② 賃貸借契約に関する申込日、契約日など契約内容に関する事項。
- ③ 賃貸借契約に基づくお客様の支払事項。

※連帯保証人・緊急連絡先の個人情報について下記3の積水ハウスグループへの提供・利用は行いません。

2. 個人情報の利用

当社または募集に関わった特約店・当社グループ（シャーメゾンショップ東京株）・建物所有者は、総合的なサービスを行うため、関連のメンテナンス会社を含め①②③のお客様情報を利用させていただきます。

3. 個人情報の提供・利用

当社は積水ハウスグループの一員として、お客様情報を提供すると共にグループ会社が自らの営業活動などに利用させていただきます。

※詳細は<http://www.sekiwa.co.jp/privacy/privacy1.html>をご参照願います。

4. 個人情報の開示・訂正・削除

お客様は、当社及び上記3で記載する積水ハウスグループ会社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じます。（但し、本人確認及び相応の手数料をいただく場合があります。）

5. 入居契約が不成立の場合

入居契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は上記1に基づき、当該契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用しますが、それ以外利用することはありません。

6. 重要事項に不同意の場合

当社は、お客様が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、入居契約をお断りする場合があります。

ただし、上記3に同意しない場合でも、これを理由に当社が入居契約をお断りすることはありません。

7. 利用・提供中止の申出

上記3の範囲内で当社がお客様情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があつた場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。（但し、本人確認をさせていただきます。）

8. 問合せ窓口

お客様情報の開示・訂正・削除や利用・提供の中止等に關しましては、下記にご連絡ください。

積水ハウス不動産東京株式会社 お客様情報相談窓口 〒151-0053 渋谷区代々木2-1-1（新宿マイinzタワー）

TEL: 0120-397-377 e-mailアドレス: ftk-cs-skw@sekisuihouse.co.jp

以上

原状回復工事に関する確認書

1. 原状回復工事基準

①下記費用は、自然損耗・入居期間に係わらず、入居者様のご負担となります。

- a. ハウスクリーニング費用
- b. 置の表替え費用
- c. 被の張替え費用

②下記の原状回復費用は、負担割合表に係わらず、ご入居者様のご負担となる場合がございます。

- a. 入居者様及びその関係者の故意、過失、管理不十分等により貸室・共用使用部分及び附帯設備・機器に与えた損傷・汚損
- b. 煙草のヤニ・焦げ・においによる壁・天井・床・建具・エアコン等の汚損
- c. 入居者様によって変更された附帯設備・機器・内装
- d. ビス・釘等による穴

e. 上記以外に貸室の使用状況を考慮して立会者が特に必要と認めたもの

③壁・床・天井の張替えは、材質毎、入居期間により負担割合が変化致します。

④金属建具・木製建具・網戸・及び枠は、1本単位とします。

⑤原状回復工事は、積和不動産株式会社にて行います。

2. 基準耐用年数

ハウスクリーニング	無
置表	無
被紙	無
設備機器	無
フローリング	無
クロス	6年
クッションフロア	6年
カーペット	6年
ハウスクリーニング・置表・被紙・設備機器・フローリングには、基準耐用年数を採用しておりません。	

3. 原状回復のチェック項目

玄関ホール	玄関灯・玄関ドア・鍵・ポスト・インターホン・チャイム・下駄箱・ドアクローザー
台所	手元灯・吊戸棚・換気扇・流し台・コンロ・蛇口・排水・ガス漏警報器
洗面所	洗面台・鏡・蛇口・排水・防水パン・排水キャップ・スパウト
浴室	風呂蓋・給湯器・鏡・浴槽・蛇口・シャワー・ツマミ・レバー・排水目皿・換気扇・バスユニット・目地・給湯器水抜き
トイレ	換気扇・ロータンク・給排水・便器・便座・洗浄便座
居室	置・被・天袋・エアコン・クーラースリーブ
全部屋共通	壁・天井・床・巾木・建具・サッシ・網戸・雨戸・各種照明・カーテンレール・スイッチ・コンセント・タイマー・TV端子・TEL端子・その他附帯設備
外回り	換気扇フード・残置物・ネームプレート・駐輪場
公共料金その他	電気・ガス・水道・下水・電話・CATV・インターネット・駐車場

4. 負担割合表



5. 原状回復工事情算単価表

区分	項目	単位	精算単価	区分	項目	単位	精算単価
置	置表替え	1枚	4,800	浴室	浴槽交換	一式	65,000~
	半置表替え	半量	3,500		換気扇交換(親子)	1台	33,000
	モダン置表替え	半量	4,200		換気扇交換	1台	28,000~
	置床替え	1畳	14,300		換気扇タイマー交換	一式	6,400
	半置床替え	半畳	10,100		排水目皿交換	一式	5,300
	モダン置入替え	半量	7,100		浴槽チーン交換	一式	2,500
被	被表紙張替え	1面	3,900	洗面所	洗濯排水トラップセット交換	一式	6,400
	被裏紙張替え	1面	2,500		洗濯排水蓋交換	一式	2,000
	被表クロス張替え	1面	4,200		網張替え	1面	5,300~
	天袋表紙張替え	1面	2,800		網戸本体交換	1枚	~10,300
	天袋裏紙張替え	1面	1,700		室内その他	~15,000	
	被本体交換	1枚	14,300		クロス張替え	1m	1,320
玄関	鍵交換	一式	機種による		指定クロス張替え	1m	1,600
	インターホン交換(親子)	一式	24,000		ボード(壁・天井)穴補修	1ヶ所	5,500~
	カラーテレビドアホン(録画付)交換	一式	36,000		クッションフロア(床)張替え	1m	3,300
	ドアスコープ交換	一式	2,200		フロアタイル張替え	1m	7,700~
	ドアボスト交換	一式	6,800~		フローリング張替え	1m	12,500~
	玄関CFシート(床)張替え	一式	4,900		タッピングペイント補修	1ヶ所	1,200
台所	換気扇交換(金属製/組式)	1台	27,000~		クロス洗浄	1m	900
	手元灯交換(LEDタイプ)	1台	7,200~		クーラースリーブ蓋設置(両面)	一式	3,600
	流し台床板重ね貼り	一式	6,600		電球(球切れ)交換	1個	1,600~
	流し台床板塗装	一式	3,500		エアコンクリーニング	1台	9,800
トイレ	流し台側板塗装	一式	3,500		フローリングワックス(既存WAX剥離処理共)	1m	800~
	便座交換	一式	16,000~				
	ロータンク内金物交換	一式	18,000				
	クッションフロア(床)張替え	一式	6,600				

上記以外の項目は、退室立会時または後日、工事費を決定致します。

神奈川工事・アフター・維持管理課

6. ハウスクリーニング費用(使用状況により汚れが著しい場合は、別途費用が発生します。)

ハウスクリーニング に含まれるもの	玄関外灯・玄関ドア・下駄箱・厨房セット・ガス台・台所換気扇・洗面台・洗濯機防水パン・浴室清掃・浴室換気扇・排水目皿・便器・便座・サッシ・網戸・雨戸(内側含む)・パレコニー・フラッシュドア・ガラス戸・住戸内戸
----------------------	---

事業所	マスト賃貸ステーション川崎	基準日	2019/11/15	退室時の原状回復工事基準・単価が優先されます。
原状回復説明	(窓口業者様名)			年月日
入居契約時	株電通ハウジング			
更新契約時			ご署名	印

※窓口業者様 入居者様にご署名・ご捺印頂き、コピーをお渡し下さい。



積和不動産株式会社



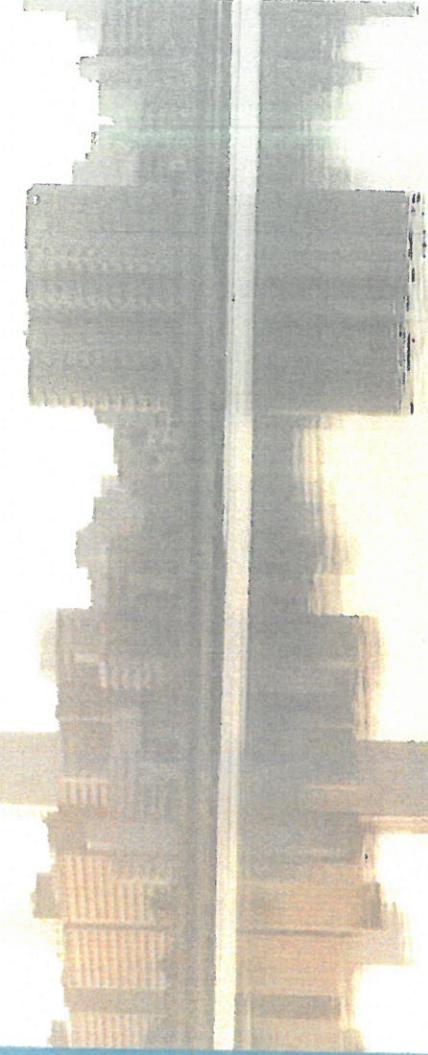
お住まいの地域の電力エリアをご確認ください。
表にない電力エリアについては、現在供給対象となつております。

電力会社	基本料金	電力量料金 (円/kWh)			備考
		1段階	2段階	3段階	
北海道電力	0円	23.53+契約容量(A)×0.279	29.72	30.35	1.0㎾: 0㎾～120㎾ 2.0㎾: 120㎾～250㎾ 3.0㎾: 250㎾～
東北電力	0円	18.23+契約容量(A)×0.270	24.87	26.08	1.0㎾: 0㎾～120㎾ 2.0㎾: 120㎾～250㎾ 3.0㎾: 250㎾～
東京電力	0円	19.51+契約容量(A)×0.234	25.98	27.26	1.0㎾: 0㎾～120㎾ 2.0㎾: 120㎾～300㎾ 3.0㎾: 300㎾～
北陸電力	0円	17.51+契約容量(A)×0.198	21.33	20.82	
中部電力	0円	20.67+契約容量(A)×0.234	25.08	25.33	
関西電力	0円	20.24	25.33	26.22	
中国電力	0円	20.59	26.96	26.44	
四国電力	0円	21.69	26.50	27.28	
九州電力	0円	17.13+契約容量(A)×0.243	22.64	23.18	

電力会社	基本料金	電力量料金 (円/kWh)			備考
		1段階	2段階	3段階	
北海道電力	0円	23.53+契約容量(kVA)×2.79	29.72	30.35	1.0㎾: 0㎾～120㎾ 2.0㎾: 120㎾～250㎾ 3.0㎾: 250㎾～
東北電力	0円	18.23+契約容量(kVA)×2.70	24.87	26.08	1.0㎾: 0㎾～120㎾ 2.0㎾: 120㎾～250㎾ 3.0㎾: 250㎾～
東京電力	0円	19.51+契約容量(kVA)×2.34	25.98	27.26	1.0㎾: 0㎾～120㎾ 2.0㎾: 120㎾～300㎾ 3.0㎾: 300㎾～
北陸電力	0円	17.51+契約容量(kVA)×1.98	21.33	20.82	
中部電力	0円	20.67+契約容量(kVA)×2.34	25.08	25.33	
関西電力	0円	17.58+契約容量(kVA)×3.24	20.82	22.77	
中国電力	0円	17.75+契約容量(kVA)×3.33	23.74	23.02	
四国電力	0円	16.65+契約容量(kVA)×3.06	22.09	22.46	
九州電力	0円	17.13+契約容量(kVA)×2.43	22.64	23.18	

※契約容量の変更・解約、電気にに関するお問い合わせはこちらまで
※料金改定の場合はご契約のアンペア数(10A、40A、50A、60A)もしくは契約の基準kVAを入れてお問い合わせください。※電力量料金は19.51+30×0.234=26.53となります。
※電気料金の割引率は10～14%です。
※電気料金の割引率は10～14%です。

ご入居中にご利用いただいく 電力プランについて



株式会社イーネットワークシステムズ (小売電気事業者:A0067)
0120-491-710 受付時間: 9時～18時 (土日祝を除く)
※緊急のご用件については全日24時間あります。

料金プラン (2019年7月1日時点)



palette_denki@enetsystems.co.jp

パレット電気のおすすめポイント

① 基本料金なし、使った分だけご請求

パレット電気は使用した分だけ料金が発生するから、旅行や帰省など長期不在のときは電気代がお得になる、納得のプランです。電気をほとんど使わない単身の方は年間1,000円程度、ファミリー世帯の方は年間4,000円程度安くなります。

* 東京電力従量電灯Bとの比較



② 電気料金はスマホから確認

料金が確定したタイミングで、入居者専用アプリ「MAST CLUB PLUS」から毎月お知らせします。

* 事前に「MAST CLUB PLUS」の利用登録が必要です。



パレット電気のご利用方法

ご契約時

ご契約時の署名だけで
契約開始日に合わせて
自動で通電されます！



賃貸借契約時に使用申込書に
ご署名いただきます

* 東京電力従量電灯Bとの比較

電力会社への利用開始時と退去時のお手続きは不要！



よくあるご質問

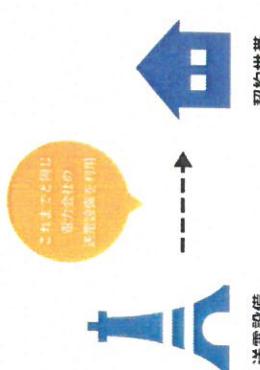
① どうして電気料金が安くなるのですか？

基本料金が無料のため、少ししか電気を使わなかった月は大幅に電気料金が安くなります。
また、電気を安価に調達し、各種業務をシステム化しているため、たくさん電気を使つた月も必ず各地域の電力会社より電気料金が安くなります。

③ 電気の品質は今までと同じ

これまでと同様に電力会社の送配設備を利用
して供給するため、電気の品質はこれまでと全く同じ。停電のリスクも変わりません。

* 事前に「MAST CLUB PLUS」の利用登録が必要です。



これまでと同じ
電力会社の
送配設備を利用

④ 入居開始後に他の電力会社に変更する場合、解約手数料は発生しますか？

パレット電気の解約手数料は無料です。
なお、他の電力会社と切り替え手続きを進めていた大とパレット電気は自動的に解約となりますので、解約の手続きは特に必要ございません。

⑤ お問い合わせ

賃貸借契約の開始日から電気
のご利用が可能になります。

(イーネットワークシステムの連絡先は、裏面をご参照ください)

パレット電気の解約手数料は無料です。
なお、他の電力会社と切り替え手続きを進めていた大とパレット電気は自動的に解約となりますので、解約の手続きは特に必要ございません。

パレット電気の解約手数料は無料です。
なお、他の電力会社と切り替え手続きを進めていた大とパレット電気は自動的に解約となりますので、解約の手続きは特に必要ございません。

安心サポート 24[♪] プラス



いつでも
受付



緊急時の
駆けつけ



応急処置の
アドバイス

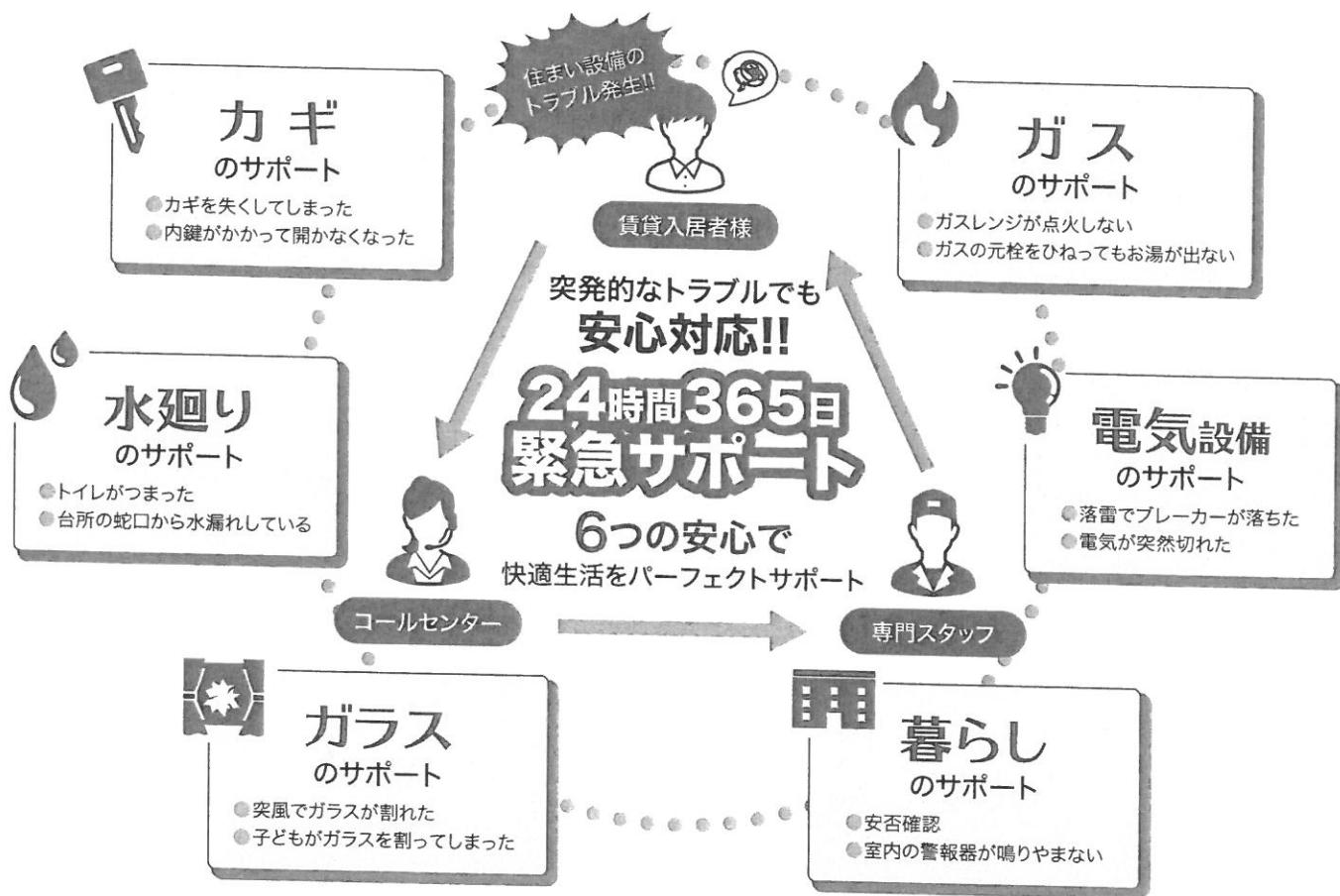


月額 800円(税別)

24時間365日受付

0120-052-999

日常生活で起こり得る「大きな困りごと」や「小さな困りごと」。そんなトラブルが起きた場合、どこに電話をしていいのか分からない、日中は仕事で連絡ができない…など。そんな入居者の方の声から生まれたサポートサービスです。



無料の範囲って
どのくらい?

入居者様(利用者様)に過失責任がある場合でも、緊急駆けつけによる基本料金・出張費・到着後60分の「作業費用」は「無料」です。但し、部品代や特殊な作業、自然損耗による補修又は交換による別途費用が発生する場合は、事前に利用者様又は管理会社に作業内容及び費用負担の説明、確認をさせていただけてから作業を行います。作業終了後に突然高額な費用請求等をされる心配はありません。

※1. 利用者様の故意過失によるトラブルで部材代・特殊作業費が発生した場合は、利用者様のご負担になります。※2. 60分を超える作業の場合は、10分毎に1,500円(税別)の延長手数料が必要となります。※3. 地域や作業内容によって即日対応できない場合や作業員が現地到着まで時間を要する場合がありますので予めご了承ください。※4. 離島・山岳地域など一部対応できない場合があります。詳しくは会員規約をご覧ください。

盗難転居サポート

空き巣被害にあって同じ部屋に住みたくない…そんな方へ、新しい部屋での再出発のための10万円をバックアップします。
※会員規約に基づき、室内において侵入盗難被害に遭い、お引越しをする場合において適用されます。

健康医療相談サポート

突然の体調不良・不意の怪我など、健康面でのトラブルに医療機関などの専門医をご紹介します。
※当社が治療・診断を行ったり、トラブルを解決するものではありません。

※積和不動産の専用商品です。

安心サポート24プラス 会員規約

第1章 総則

第1条 (適用関係)

1. この会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社アクトコール(以下「当社」といいます。)が運営する安心サポート24プラス(以下「本サービス」といいます。)の提供及びその利用に関する規約です。積和不動産株式会社(以下「代理店」といいます。)が以下に記載する方法により管理する物件において、代理店を通じて本サービスの提供及びその利用に関する規約です。

<管理方法>

- ①代理店が所有する。
- ②代理店が転貸するため借受けける。
- ③代理店が賃貸物件の所有者から家賃等の集金管理委託を受ける。

2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用料金や利用上の注意事項等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定は会員が容易に知りうる状態に置かれた時点でこの本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されて適用します。

第2条 (定義)

1. 「会員」とは、この本規約に同意の上、当社所定の手続(以下「加入手続き」といいます。)を行い、当社がこれを承諾した個人又は法人をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける、加入申込時に指定した物件をいいます。なお、本サービスの対象となるのは、居住用物件に限りません。
3. 「法人契約」とは、法人がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサービス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができる場合は、その法人が加入申込時に指定した入居者(以下「入居者」といいます。)及びその同居人に限るものとします。
4. 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人に合わせたものをいい、本規約に従い本サービスを利用する者をいいます。

第3条 (本サービスの利用)

利用者は、本規約に定めるところに従い、本サービスを利用することができます。なお、本サービスの利用に際して、本規約及び諸規定の定めを遵守する義務を負うものとします。

第4条 (有効期間)

1. 本サービスの有効期間の開始日は、代理店からの情報提供を受領した日、またはサービス対象物件の賃貸借契約の開始日のどちらか遅い日とします。
2. 本サービスの有効期間の終了日は、サービス対象物件の賃貸借契約が終了した日、またはサービス対象物件について当社の賃貸人もしくは賃貸人代理人の地位が他に移転しサービス対象物件でなくなった日とします。

第5条 (会員)

利用者は、当社に対し、本規約とは別途に定める本サービスに係る利用料金(以下「利用料金」といいます。)を代理店又は当社の指定する方法により支払うものとします。

第6条 (登録情報の変更)

1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとらなければなりません。なお、登録情報の変更是会員本人による申し出により行います。
2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。
3. 会員は、登録情報に変更があるにもかかわらず、その申し出を行なったときは、本サービスを受けられない場合があります。

第7条 (会員資格の取消し)

- 利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1)加入申込手続の際に虚偽の申告をした場合
 - (2)本規約又は諸規定の定めに違反した場合
 - (3)不要な問合せや悪質ないたずら等を行なう本サービスの業務に支障をきたした場合
 - (4)利用料金等を当初の支払期限より3ヶ月以上支払わない場合
 - (5)暴力、威嚇と詐欺の手法を駆使して経済的利益を追求する集團若しくは個人(いわゆる反社会的勢力)に属する、又は密接な関係を有する場合
 - (6)その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条 (個人情報)

1. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
- (1)利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
- (2)本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせたため

- (3)本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- (4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
- (5)当社又は業務提携先が提供する関連サービスや商品の情報提供、販売をするための案内そのため
2. 当社及び業務委託提携先は、本サービスの利用等を通じて当社および業務委託提携先が知り得た会員の個人情報(以下「会員の個人情報」といいます。)について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。
3. 当社および業務委託提携先は、本サービスの提供に関わる業務または前項に定める目的を達成するために必要な業務を代理店及び第三者に委託することができます。この場合、当社及び業務委託提携先は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することができます。

 - (1)利用者又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - (2)裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - (3)当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
 - (4)当社が本サービスの運営維持のために必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第9条 (消費税率又は地方消費税率の変更)

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、利用料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他の税込価格の料金についても同様とする。

第10条 (本規約の追加変更)

本サービスの運営上、本規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、代理店の運営するホームページ上で告知するものとします。

第11条 (無料)

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大過失によるものではなく利用者に損害が生じた場合、2万円を限度額として損害責任を負うものとします。

第2章 緊急サポートサービス

第12条 (内容)

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用ツリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るために情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。なお、本サービスは現場への出動時間を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事故、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合があります。また第6号については、電話受付のみの対応とします。
- (1)ガスの漏れ・故障等、ガスのトラブル
- (2)給排水設備のトラブル
- (3)ガラスのトラブル
- (4)ガスのトラブル
- (5)電気設備のトラブル(利用者が所有する家電製品は対象外とします。)
- (6)安否確認
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち合いが必要となります。
3. 第1項第1号乃至第5号におけるトラブルへの現場駆けつけ対応は、応急的な解決を図るものであり、同一のトラブルにつき1回に限り提供されるものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に現場駆けつけ対応を行ったものについて、当社は再度の現場駆けつけ対応を行わないものとします。

第13条 (利用料金)

1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります(第1号の場合については負担するものとします。)
- (1)60分を超えた作業の代金(超過10分ごとに1,500円(税別))。
2. なお、当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。
- (2)現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金(当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。)
3. 利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」といいます。)現場到着を起点としてそれ以降に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料(5,500円(税別))。
4. なお、当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。
- (3)4その他前各号に連関し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合
2. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途料金でサービスを依頼することができます。
3. 当社および業務委託契約先は、第1項および第2項の利用料金等の請求業務を、第三者に委託することができ、会員はこれを承諾するものとします。

第14条 (除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- (1)建物共有設備におけるトラブル
- (2)午後11時以降翌朝午前9時までの時間帯における破壊による開窓
- (3)管球やフィルター等の消耗品交換
- (4)利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- (5)入居当初からの故障、破損に関するトラブル
- (6)原状回復および建物の施工不良(リフォーム)等に起因するトラブル
- (7)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- (8)離島・山岳地域におけるトラブル
- (9)その他当社または業務委託提携先が不適切と判断した場合

第3章 健康医療情報サポートサービス

第15条 (内容)

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診察行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第4章 盗難転居サポートサービス

第16条 (内容)

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます)において「侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社が定めた見舞金10万円を給付します。

第17条 (見舞金の給付条件)

- 見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
- (1)侵入盗難被害から1ヶ月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約の申し入れの意思表示をしていること
 - (2)転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
 - (3)本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
 - (4)5本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

第18条 (除外事由)

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
- (1)不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は過失による場合
 - (2)利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内外に入りすることができない者による盗難の場合
 - (3)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等、非常に多くの盗難の場合
 - (4)その他当社が不適切と判断するに合理的な理由がある場合

第19条 (手続)

1. 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行ふものとします。
- (1)当社所定の申請書(送金先の金融機関印字情報を含みます。)
- (2)転居先の賃貸借契約書の写し
2. 前項の申請が、本規約に定められた要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定する者は、会員の指定した金融機関の口座に、見舞金を振込送金します。

第20条 (他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険給付ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行なうものとします。

第5章 プレミア優待サービス

第21条 (内容)

プレミア優待サービスは、当社の委託先が提供する企業より提供される会員限定優待サービスです。会員は、プレミア優待サービス専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第22条 (プレミア優待サービスの利用)

1. 会員は、優待サービスの利用に際し、プレミア優待サービスの専用ホームページに記載されたプレミア優待サービス会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
2. 会員は、専用ログインID及びパスワードでプレミア優待サービスの専用ホームページにログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。

第23条 (変更・休止等)

プレミア優待サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部又は一部を変更すること、又は休止することができます。

2019年10月1日制定

【サービス運営者】 株式会社 アクトコール

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-12-5

TEL 03-5312-2300 FAX 03-5369-1056 www.actcall.jp

【販売代理店】

積和不動産株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 新宿マイナスター3F

TEL 03-5350-3366 <http://www.sekiwa.co.jp/>



<http://actcall.fc-club.com/>

認証コード : 20050127

ケータイから簡単にご覧いただけます▶



*会員登録はこちらから上記認証コードを入力して会員登録を完了いたしますとご利用いただけます。

鍵交換

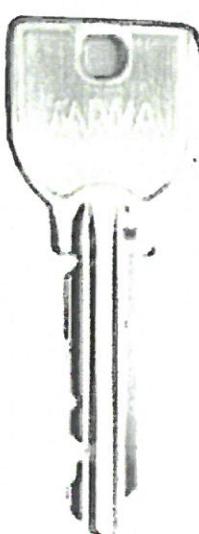
U9タイプ

シングル 15,000円(税別) ダブル20,000円(税別)

特徴:片面のみギザギザになっている片刻みキーと両面がギザギザの両刻みキー

合鍵:比較的短時間で複製可能なものが多いです。

差し込み方向:横向き1方向への差し込み



デインブルタイプ

シングル 20,000円(税別) ダブル30,000円(税別)

特徴:キーの表面にボコボコとした丸い溝が彫られている鍵
防犯性も刻みの鍵に比べると比較的高い

合鍵:鍵屋、金物店で作成できない場合があります。

差し込み方向:差し込む向きは2方向で可能なため、利便性も高いです。



*メーカーの指定はできませんのでご了承ください。

ル・フィトン35.

生活環境改善商品

ご入居前のハウスケアサービス

新生活を爽やかに過ごしていただくために！

前入居者の生活臭やカビ菌、落下菌を一気に抗菌・分解消臭

抗菌・消臭サービス

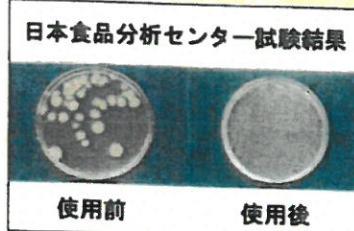
安心・安全 天然植物抽出エキス100%使用
ミクロ状成分が『抗菌』『分解消臭』『空気を浄化』

キレイな空気
あらわしい空気で新生活

この抗菌・消臭サービスは病院、介護施設、集合住宅、食品工場（クリーンルーム）等清潔が求められる空間で多くの実績を持ち、専用の抗菌消臭剤を使用し超微粒子で散布します。抗菌消臭剤はヒノキ、ブナ、ヒバ等植物成分をエキスとした天然素材であり、日本食品分析センターなど公的機関で認められた抗菌性を持ちます、また人体、衣服、食品にも無害で安心していただけます。

さらに、散布後はヒノキの心地よい残り香があり、すがすがしく爽やかな居住空間を実現します。超微粒子で散布するので抗菌化の難しかった押入れやクローゼットなどお部屋の隅々まで行き渡るのも大きな特徴です。

- ◆環境にやさしい天然素材！
- ◆人にやさしい天然素材！
- ◆食にやさしい天然素材！
- ◆リラクゼーション効果の天然素材！
- ◆天然素材だから安心安全！



Space Woods

天然植物抽出エキス 100% 使用

スペースグゥッズシリーズ

Space Goods

スペースグゥッズシリーズの消臭・リラクゼーション効果を発揮する主原料となる『ナリフィトン 35^(R)』は植物から抽出される水性エキスと油性エキスを巧みに配合した、100%天然植物成分の商品です。

原材料：35種類の植物

杉、ヒノキ、ヒバ、モミ、トウヒ、赤松、エゾ松、楠、白樺、柿、茶、ミカン、イラクサ、熊笹、ヨモギ、シソ、アロエ、サンショウ、ビワ、あま茶づる、等

成分：180種類の揮発性・不揮発性物質

各種試験データ

殺菌効果試験・殺ダニ効力試験・急性経口毒性試験・悪臭防止法に定められる特定悪臭物質の消臭効果試験（即効性効果試験）
試験：（財）日本食品分析センター・（財）日本環境衛生センター・大手化学薬品会社調べ

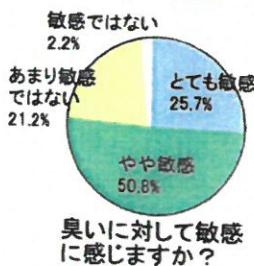
すべてにおいて安全基準値をクリア、特許を取得しております。

特許証：特許第 3632048 号

フィトンチッド、その他リラクゼーションに求められる試験

疲労回復効果・条件反射が速くなる効果・抗アレルギー効果・肝機能活性化効果・精神集中効果・チツソ化合物の除去効果等でも成果が挙げられています。

嫌な臭いが消えて清々しくなるなら
お金を出しても良い 回答 75%以上



臭いに対して敏感に
感じる年代
30代・40代 (66%)
と働き盛りの方が臭
いに対して関心が強
いとアンケートで出
ています。

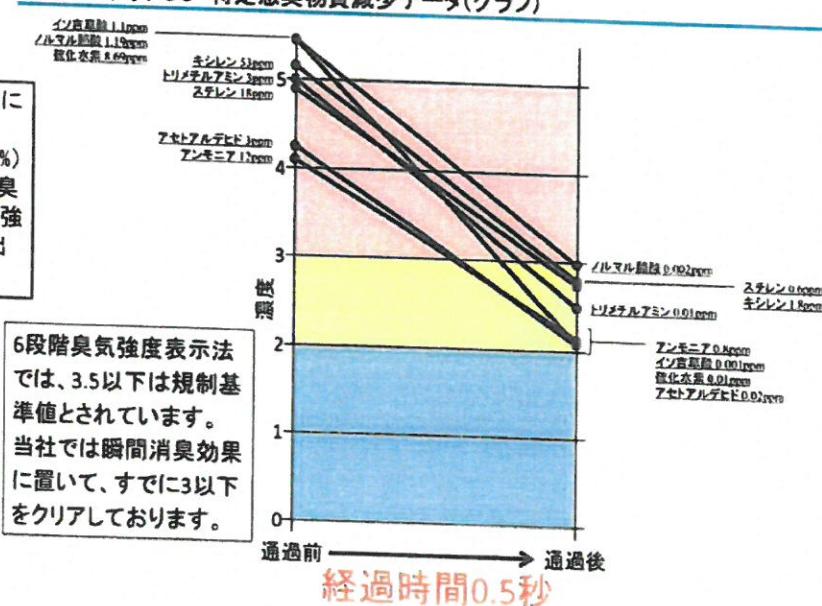
消せる臭い

人工物・腐食腐敗・酸化物・
カビ・菌・石油化学臭・悪
臭防止法で定められた臭い
など

消せない臭い

草木花の天然の健康な香り
たとえばリンゴのさわやかな
香りは消せませんが腐ったリ
ンゴの臭いは当然消せます。
またコーヒーの香ばしい香り
は残念ながら人工物なので
消えてしまいます。

フィトンチッド35 特定悪臭物質減少データ(グラフ)



抗菌・消臭施工サービス

■イッソコム導入済み物件の場合■

イッソコムより初期メンテナンスのご連絡が入ります。

お客様がご入居される物件は、
イッソコム経由でテレビをご覧頂いております。



イッソコムが引越しした時のテレビ回りの配線作業をお手伝い致します。

ご利用いただける
サービスの説明



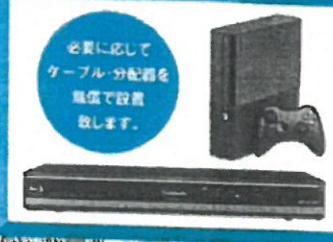
安定した
テレビ受信環境を
iTSCOMが
サポート!

初期メンテナンス内容

建物の設備の
説明



テレビ・録画機器
ゲーム機の配線



テレビチャンネルの
設定作業



テレビ端子の交換
受信レベルの測定



※写真はイメージです。初期メンテナンスは無料です。

今後、イッソコム担当よりご確認、ご案内の電話をさせて顶きます。
お預かりした個人情報は大切に保管、管理し、初期メンテナンスの際などに使用させて頂きます。また、インターネットサービス、料金請求サービス、多チャンネルサービスの際にインテリジェントホーム、安全でんき等のご案内を差し上げる事がございます。

イッソ・コミュニケーションズ株式会社

お問い合わせ・お申し込みは下記まで

044-330-9990

営業時間 9:30~18:30

ホームページでは24時間受付中!
イッソコム 検索

中原区・港北区に引越し予定の方は
イッソコム 中原・港北支局
044-431-1554



F161708

重要

ご入居の皆様へ 電通ハウジング

ライフライン案内窓口 —— ライフラインサポート ——



ENEOSでんき
エニチデン



NICIGAS
ニチガス



SoftBank 光 auひかり
ドコモ光

*その他各種取扱い

各種インターネット導入相談・案内



水道



株電通ハウジング管理物件の指定案内窓口です

指定窓口がライフラインのご案内を致します

1

サポート窓口より
お電話が入ります



2

利用開始の
希望日程を伝える



3

入居に合わせて
利用開始



連絡が入る番号

電気・ガス・水道

0120-015-021

インターネット回線

0120-977-195

(株)電通ハウジング ライフライン案内窓口 受付時間：11:00～20:00

